

【手数料に関する事項】 求人を受け付ける時の事務手数料・・・0 円

求職者からの事務手数料は徴収しません。

求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス

【職業紹介サービス】

成功報酬

【期間の定めのない雇用契約紹介の場合】 当該求職者の就職後、1 年間に支払われる賃金（内定者や労働条件通知書に記載されている額）の 30%とする。

【期間の定めのある雇用契約紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に、支払われる賃金（内定書や労働条件通知書に記載されている額）の 30%とする。

※手数料は求人者とします。

【求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス】当該求職者の 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 10%

【返戻金に関する事項】 本所は返戻金制度を以下の通り設けております。

紹介した人材が自己都合退職した場合、原則として、以下の割合により紹介手数料の一部を返金します。

・入社後 1 か月以内に自己都合退職した場合、50%返金